

議案第 17 号

令和 3 年度東京都東村山市下水道事業会計予算

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

令和 3 年度東京都東村山市下水道事業会計予算

令和 3 年度東京都東村山市下水道事業会計予算は、別紙に定めるところにより議決を得たい。

## 令和3年度東京都東村山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都東村山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 計画人口	138,000人
(2) 年間処理水量	19,107,750m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	52,350m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	

① 污水管渠整備事業

污水管布設替工事 (その2) 業務委託料 22,928千円

【連続立体交差事業】

② 雨水管渠整備事業

空堀川左岸第二排水区 (その2) 工事業務委託料 173,478千円

(4工区) 【都計道3・3・8号線】

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	2,940,422千円
第1項 営業収益	2,154,492千円

第2項 営業外収益	785,930千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2,839,054千円
第1項 営業費用	2,551,022千円
第2項 営業外費用	287,632千円
第4項 予備費	400千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額928,911千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,481千円、過年度分損益勘定留保資金151,839千円、当年度分損益勘定留保資金765,591千円で補填するものとする。）。

第1款 資本的収入	1,480,556千円	収 入
第1項 企業債	429,400千円	
第3項 他会計負担金	53,301千円	
第4項 他会計補助金	949,992千円	
第6項 補助金	39,112千円	
第7項 負担金	8,700千円	
第11項 その他資本的収入	51千円	
支 出		
第1款 資本的支出	2,409,467千円	
第1項 建設改良費	620,491千円	
第2項 固定資産購入費	483千円	

第3項 企業債償還金

1,788,092千円

第6項 その他資本的支出

1千円

第7項 予備費

400千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道事業	235,900	証書借入 又は	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときより措置を含み40年以内償還する。ただし、融通条件または財政その他の都合により据置期間または償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができ。
2 流域下水道事業	193,500	証券発行		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、787,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間の流用

(2) 建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

66,379千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,098,182千円である。

令和3年2月24日提出

東京都東村山市長 渡部 尚